

## 「未成年のための司法書士市民法律教室」のご案内

### ～無料出前授業のお知らせ～

長野県司法書士会では、毎年、高校生を対象に、「未成年のための司法書士市民法律教室」という出前授業を行っており、本年度も開催します。

平成23年度は、開催校数 28校 / 50講座

受講者数延べ“2898名”の方が受講しました。

当会の法律教室は、非常に多い、若年層の悪質商法被害を中心に、それと関連するクレジットカード、消費者金融の利用過多から派生する多重債務問題を一緒に考えてもらい、悪質商法の手口と被害事例を基にそれらを「未然に防ぐ」ことや「解決方法や対処方法」を知ることを目的としたものです。

私たちは社会へ巣立つ前の高校生を対象としたこの法律教室を20年以上にわたり実施してきていますが、常に消費者問題に対し、最前線で活躍している司法書士が講師を務め、マルチ商法/ネットワークビジネスやキャッチセールス、デート商法、さらに、そこから生じる高額クレジット、消費者金融業者の利息や毎月の返済額など、生徒に理解しやすい言葉で、解説をしていきます。

更に「今や高校生で携帯電話を持っていない人はいない。」と言われているぐらい携帯電話は普及しており、最近では高額なスマートフォンが主流となっています。安易な利用から身に覚えのない高額なアクセス料金を請求されたり、携帯電話機種代金の分割払いの延滞からブラックリストに載ってしまうといったトラブルも多いようです。

様々な被害を知る事から始めるそんな法律教室を作っていきたいとおもいます。

詳しくは、長野県司法書士会ホームページの[法律教室のページ](#)をご覧ください。か当会事務局（026-232-7492）までお問い合わせください。

**司法書士会の法律教室は未成年のためばかりではありません。**

**教職員やPTAを対象とした「司法書士法律教室」も行っています。**

**お気軽にご利用ください。**